

令和7年 3月 5日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊函館駐屯地
第332会計隊長 毛利 宣行

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名：Wi-Fi ルーター借上ほか

品名	規格	数量	単位	備考
Wi-Fi ルーター借上ほか1件	別紙内訳書のとおり			

(2) 履行場所：陸上自衛隊函館駐屯地

(3) 履行期限：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D」、「C」、「B」または「A」の格付けを有する者。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置をうけている期間中の者でないこと。
- (4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 適用する契約条項

- (1) 駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」
- (2) 談合等不正行為に関する特約条項
- (3) 暴力団排除に関する特約条項

4 入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊函館駐屯地第332会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊函館駐屯地 本部隊舎 3F 第4会議室
- (2) 日時：令和7年3月19日(水) 09時30分～

6 現場説明会

実施しない。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

- (2) 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
(4) 電話・電報・FAXによる入札
(5) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載が無い入札書（入札及び契約心得参照）
(6) 誓約した暴力団排除に関する誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 入札書の提出について

- (1) 入札書は件名を記入した小封筒に入れ、郵便（メール便可）にて**令和7年3月18日（火）17時00分**までに函館駐屯地第332会計隊契約班へ必着させ、到着の有無を確認すること。
(2) 再度入札が生じた場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札がある場合については、入札執行日を**令和7年3月21日（金）09時30分**とし、入札書は、郵便（メール便可）にて**令和7年3月21日08時00分**までに函館駐屯地第332会計隊契約班へ必着させること。

10 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊函館駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。

11 落札決定方法

総額による。総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

12 その他

- (1) 入札に参加する者は資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(2) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること
(5) 入札及び仕様書に関する事項の問合せ先
ア 入札 陸上自衛隊函館駐屯地 第332会計隊 契約班（担当：廣瀬）
TEL 0138-51-9171（内357） FAX0138-51-9171（内477）
イ 仕様書 陸上自衛隊函館駐屯地業務隊管理科（担当：阿部）
TEL 0138-51-9171（内317）

1.3 公告揭示場所及び期間

- (1) 揭示場所：函館駐屯地第332会計隊、海上自衛隊函館基地隊、函館商工会議所、函館亀田商工会議所、北部方面会計隊 HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 揭示期間：令和7年3月5日（水）～令和7年3月19日（水）

内 訳 書

No.	品 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額
1	Wi-Fiルーター借上	仕様書のとおり	12	MN		
2	業務用電子計算機借上	仕様書のとおり	12	MN		
		以下余白				
	小 計					

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	仕 様 書 番 号		
W i - F i ルーター借上	9		
	防衛大臣承認	—	
	作 成	令和7年2月21日	
	変 更		
	作成部隊等名	函館駐屯地業務隊管理科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、函館駐屯地業務隊において使用するW i - F i ルーター借上（以下、「本借上」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- 1) G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
- 2) G L T - C G - C 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 3) G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

- 1) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について
(通達) [防装庁(事)第3号(31.1.9)]
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知) [装プ武第188号(31.1.9)]

2 製品に関する要求

2.1 一般要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本借上は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)」に基づき、本借上のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- b) I T 利用装備品サプライチェーン・リスク対応については G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 の 2.1 による。
- c) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 借上機器

借上機器は、表1による。

表1—借上機器

Wi-Fiルーター	2,402Mbps+574Mbps 以上
データ回線	4G/4GLTE, 5Gとし、データ通信量の制限無しとする。

2.3 性能等

借上機器の性能は、次による。

- a) 官側が別途取得した業務用電子計算機1台を収容し、インターネットの常時接続が可能であること。
- b) 回線速度は、5G又は4G規格対応であること。
- c) レンタル機材の損傷等補償サービスが付加されていること。
- d) 回線工事を伴わず使用可能であること。
- e) 函館駐屯地の建物内において十分な通信感度が維持されること。

2.4 数量

1台

3 品質管理

本機は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り得るべきソースコードなどの埋込み又は組み込みその他官側の意図しない変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものとする。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、商習慣による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2.3によるものとし、個装及び内装の表示は、商習慣による。

6 その他の指示

6.1 附属品

附属品は、表2によるものとし、数量は、標準添付品を含むものとする。

表2-附属品

電源ケーブル (ACアダプタ)	a) AC100V～240V対応 b) 50Hz/60Hz対応
取扱説明書	日本語版とする。
試験成績書	品質保証書で代用することができる。

6.2 取扱説明書

取扱説明書は、GLT-CG-C000001の5.1 a)による。

6.3 試験成績書

試験成績書は、GLT-CG-C000001の箇条7による。

6.4 その他提出書類

以下の書類を提出することとする。様式は官側が別途示す。

- a) 納品書
- b) 受領書
- c) その他指示された書類

7 借上期間等

7.1 借上期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

7.2 搬入・引取場所

陸上自衛隊函館駐屯地管理科事務室

8 その他

8.1 情報の保全

- a) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)」によって、所要の届出などを実施するものとする。

8.2 保守

機器不良が生じた場合には、速やかに代替機器に交換すること。それ以外による場合は官側と協議の上実施するものとする。

8.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号	仕 様 書 番 号		
業務用電子計算機借上	1 0		
	防衛大臣承認		
	作 成	令和7年2月21日	
	変 更		
	作成部隊等名	函館駐屯地業務隊管理科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、函館駐屯地業務隊において使用する業務用電子計算機借上（以下、「本借上」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、GLT-CG-Z000009陸上自衛隊IT利用装備品サプライチェーン・リスク対応共通仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

- 1) GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
- 2) GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 3) GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達） [防装庁（事）第3号（31.1.9）]
]
- 3) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知） [装プ武第188号（31.1.9）]
- 4) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達） [防防調第4608号（19.4.27）]
- 5) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達） [防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）]

2 製品に関する要求

2.1 一般要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 本機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に適合するものとする。
- b) 本機は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

の細部事項について（通知）」に基づき、本機のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。

- c) IT利用装備品サプライチェーン・リスク対応についてはGLT-CG-Z000009の2.1による。
- d) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 形状

本体形状は、ノート型とする。

2.3 機能及び性能

機能及び性能は、表1による。

表1ー機能及び性能

OS	Windows 10 Enterprise LTSC
CPU	Core i5-1135G7 と同等以上
メモリ	8GB
ストレージ	256GB(SSD)以上
インターフェイス	USB2.0以上 3ポート以上 10/100/1000BASE-T 対応のRJ-45 ポート×1 HDMI×1
ドライブ装置 (内蔵)	DVD-ROM 対応で、書き込み機能を持たないものとする。 ただし、書き込み機能を有する場合は、プログラム等により書き込み機能を制限できるものとする。
ネットワーク	IEEE802.11b/g/n/ac/ax (2.4GHz、5GHz) を内蔵
キーボード	日本語キーボード
ディスプレイ	TFT カラー液晶 15.6型以上 (解像度 1,920×1,080 ドット以上)
ソフトウェア	a) Microsoft Office2016 Professional Plus がインストールされていること。 b) Jw-cad 又は jwc または jww ファイルが作成可能なCADソフトがインストールされていること。 c) ウイルス対策ソフトがインストールされていること。
その他	a) リカバリー機能をもつものとする。なお、リカバリーに必要なプロダクトキーなどの情報を付すものとする。 b) セキュリティスロット対応ワイヤーロックケーブルが取付け可能なものとする。 c) 本機は、情報の漏えいもしくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害などのリスク（未発見の意図しないぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器など（以下「ソースコード等」という。）の埋め込み又は組み込みその他官側の意図しない変更がおこなわれていないものとする。

2.4 数量

1台

2.5 上記以外の要求

プリンタ	a) レーザープリンター1台とする。 b) USB 接続およびLAN 接続ができるもの。 c) A 列3 番サイズのカラー印刷ができるもの。 d) 予備トナー（各色）を1 ずつ用意するものとする。
外付けキーボード	a) USB バス方式 b) 日本語キーボード（テンキー付き）
外付けモニター	a) フルHD液晶1 台とし、サイズは、24 インチとする。 b) 解像度は、1,920×1,080 ドット以上とする。 c) 信号入力は、HDMI とする。

2.6 品質管理

本機は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り得べきソースコードなどの埋込み又は組み込みその他官側の意図しない変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商習慣による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、GLT-CG-Z000001の4.2.3によるものとし、個装及び内装の表示は、商習慣による。

5 その他の指示

5.1 付属品

付属品は、表2によるものとし、数量は、標準添付品を含むものとする。

表2-付属品

マウス	a) USBバス方式 b) スクロール機能付き
バッテリー	—
電源ケーブル (ACアダプタ)	a) AC100V～240V対応 b) 50Hz/60Hz対応
取扱説明書	日本語版とする。
試験成績書	品質保証書で代用することができる。

5.2 取扱説明書

取扱説明書は、GLT-CG-C000001の5.1 a)による。

5.3 試験成績書

試験成績書は、GLT-CG-C000001の箇条7による。

6 借上期間等

6.1 借上期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

6.2 搬入・引取場所

陸上自衛隊函館駐屯地業務隊管理科事務室

7 データの消去及び返納

7.1 時期

7.3.31 細部時間は官側との調整による。

7.2 要領

データ消去については、官側による電磁的記録データの消去について、定められた要領に基づき官側で実施をする。この際、契約相手方から1名立会のもと実施し、データ消去後に契約相手方による点検を受け異常がないことを確認する。

7.3 返納

データ消去後、契約相手方は業務用電子計算機の外観その他異常の有無を確認した後、官側から受領する。梱包資材等については、契約相手方で準備するものとする。

8 その他

8.1 情報の保全

- a) 契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。
- b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)」によって、所要の届出などを実施するものとする。

8.2 保守

機器不良が生じた場合には、翌日中に代替機器を用意することとし、それ以外による場合は官側と協議の上実施するものとする。

8.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

